

最近の裁判例から (13) – 競業避止義務違反 –

従業員の新業義務違反等により生じた損害に対する雇用主の損害賠償請求が認容された事例

(東京地判 令4・1・13 ウエストロー・ジャパン) 田代 佳秀

雇用契約上の非違行為を理由に懲戒解雇した元従業員に対する雇用主の新業避止義務違反行為、信用棄損行為等により生じた損害に対する賠償請求が認められた事例（東京地裁令和4年1月13日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

Y（被告・個人）は、平成19年7月にX（原告・宅建業者）に入社し、平成31年4月に懲戒解雇された際は総務部長の立場であった。

平成30年6月、Yは、Xの個人顧客Aと面会の上、a物件の購入を提案し、Aはそれに従いb社から売買代金790万円でa物件を購入した。Yは、この提案に先立ち、宅建業者c社よりa物件の売情報を入手しており、Aが購入決意後、b社において、従前の所有者から売買代金400万円にてa物件を購入させた。Yはこの転売利益390万円のうち60万円を自らが取得した。

平成31年3月、さらにYは、Xの別の顧客にも同様の方法を行うことで、別の物件から得られる転売利益610万円のうち64万円余を自らが取得した。

同年5月、懲戒解雇後のYは、Xの取引銀行等（10社余り）に対して、顧客の信用情報の審査書類を改ざんする等の違法行為（本件改ざん行為等）をXが行っている旨摘示する文書（本件各文書）を送付した。その後、Xは、本件各文書の送付により、取引銀行等から取引を停止されたため、Xの顧客はローン

を組むことが事実上できなくなり、会社の売上は急減し、同年9月期の税引前当期純利益は前年同月期約8000万円のもの約1400万円にとどまる結果となった。

そのため、Xは、本件改ざん行為等の事実について、弁護士らにおいて構成する第三者委員会（本件委員会）に調査を依頼し、令和元年8月、本件委員会による本件改ざん行為等はなかった旨の調査報告書を取引銀行等に対して説明するに至った。

Xは、YがXに無断で、Xの顧客に対して、競業他社が第三者から購入した不動産物件2件を転売し、かつ、その転売利益を自己のものとしていた行為は、雇用契約上の競業避止義務違反のみならず、不法行為に該当するとして、Yに対し、債務不履行責任ないし不法行為責任に基づき、2物件の転売利益相当額（390万円及び610万円の合計1000万円）及び弁護士費用として同転売利益の1割相当額（39万円及び61万円の合計100万円）等の支払を求めた。

また、Xは、本件各文書の送付はXの信用を毀損するものであり、当該純利益の減少分（約6600万円）は因果関係がある損害と主張し、不法行為に基づく損害賠償として、同利益減少額のうち1300万円等の支払を求めた。

さらに、Xは、取引銀行等に対して本件各文書の真偽を明らかにするために、本件委員会に対して調査を依頼せざるを得なくなったとして、Yによる信用棄損行為と因果関係のある損害である旨を主張して、当該調査費用

173万円余及び弁護士費用として同調査費用の1割相当額17万3000円等の支払を求めた。

これに対し、Yは、①顧客はXに騙されていた、②顧客に紹介すべき適切な物件がなかった、③Xに無断で営業活動はしていない、④他社物件を売却することはXから承諾を得ていた、⑤本件改ざん行為等は真実であり、本件各文書の送付は適法な行為である等と主張した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を認容した。

Yの主張は、認めるに足りる証拠はなく採用できない。また、Yは、Xの顧客ではない旨を主張するが、そもそもXの従業員が営業活動の一環として面会約束を取り付けている以上、競業避止義務の対象となるXの顧客に当たるといふべきである。

さらに、本件委員会における本件改ざん行為等は存在しないとの判断は、その判断過程を含め、Yから提出された証拠に照らし合わせても、十分に合理的なものと認められる。(競業避止義務違反について)

Xの顧客に対し、他社物件を売却することは、YのXに対する競業避止義務に違反することは明らかである。そして、2物件の転売利益相当額はXに生じた損害といふべきであり、顧客が購入に納得していたか否かは、競業避止義務違反の判断に影響を与えないから、Yの主張は採用できない。

また、Yが総務部長でありながら、Xの業務として顧客と面会し、Xを経ることなく、直接他社物件の購入を勧誘して、実際に販売し、かつ、その転売利益の一部を自己のものとしていたことからすれば、その違法性は顕著であるから、Yは、Xに対し、不法行為に基づく損害賠償として、転売利益相当額(1000

万円)及び弁護士費用の支払義務を負う。

(信用棄損行為について)

本件各文書の送付のあった令和元年5月以降、Xの売上総額は前年比で5億9249万円低下しており、平成29年9月期からの売上金額の推移やXの顧客の大部分が銀行融資により不動産取引をしていることから、この売上の低下は本件各文書の送付及びこれによる取引銀行等の取引停止によるものと認められる。

そして、平成29年9月期及び平成30年9月期における営業利益を売上総額で除した割合(営業利益率)が3%前後であり、売上総額前年比減少額の5億9249万円に3%を乗じた額は1777万円余にも及ぶことから、本件各文書の送付と因果関係のある損害として、X請求の1300万円程度の損害は優に生じている。

また、総務部長のYにより本件各文書が送付されたこと等を鑑みると、Xが本件改ざん行為等の調査を依頼することは社会通念上相当な行為であり、同調査費用に係る弁護士費用も因果関係のある損害といふことができるから、Yは、Xに対し、不法行為に基づく損害賠償として、本件委員会の調査費用(173万円余)及び弁護士費用の支払義務を負う。

3 まとめ

一般的に、労働契約法に基づき、在職中の従業員は、雇用主に対して、信義則上の競業避止義務を負うものとされている。

また、宅建業者は、業務上取り扱ったことについて知り得た顧客情報の守秘義務を負うが、本件では、これらの義務に対する従業員の意識の低下が不祥事の一因と考えられる。

雇用主は、組織におけるコンプライアンス意識の向上のため、従業員に対する教育を持続的に実践することの重要性を認識することが必要かと思われる。

(調査研究部調査役)